

はしがき

その他のタイトル	Preface
著者	松尾 知子
雑誌名	相続法改正と「相続と取引」の枠組変容
発行年	2022-03-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/00026395

は し が き

高齢者の個人資産の行方が注目される今。相続法は、非常に重要な役割を担っています。ところが、戦後の大改正で家督相続が廃止されて約70年、相続法は、大きな改正がされないまま、期待される役割を果たしているかに疑問が呈される状況が続いてきました。戦後の改正は、新憲法の理念に反する規定を整理することを主眼に行われ、全体的な見直しは不十分であったといえます。家督相続と遺産相続の二本立てであった従前の制度から遺産相続へ一本化したにもかかわらず、それに際して、十分な制度的手当はされませんでした。つまり、共同相続の時代を見越した新しい相続制度は構築されないままに戦後の相続法はスタートしたのです。相続は、家の財産の承継から個人の財産の承継へと様変わりしたため、法主体の消失による私的財産関係の清算・継続の問題を解決しなければならないのに、我が制度は、第三者との関係も含め、それにきちんと対応できるものとはなっていませんでした。他方、相続が個人の財産の承継とされても、実際には、遺産から家の財産という要素が消えてなくなったわけではありませんから、潜在的持分の清算や扶養的要素を考慮する必要があるにもかかわらず、権利意識が高まり、あるいは遺言者意思尊重の視点が強くなる中で、上記の要素が確保されずに、遺族が困窮したり、遺産への貢献が無に帰したりするようなケースも多く見受けられるようになりました。相続開始後に、遺産に権利を有する、また期待を有する者が先を争って主張をし、法律関係が錯綜するような事態に、解釈論から様々なアプローチが試みられてきたのです。

2018年7月に成立した相続法の改正は、2013年9月に出された嫡出でない子の相続分を嫡出子の半分とする規定が違憲であるとの最高裁の決定及び同部分の削除を受け、各方面から、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないかと、生存配偶者の生活への配慮のための措置を併せて講ずべきではないか等の指摘がされ、2014年1月に法務省に相続法制検討ワーキングチームが設置されたことが

出発点となっています。しかし、周知のとおり、成立した改正は多岐にわたり、結果的に大規模な改正となりました。取引界に影響を及ぼすであろう改正も多々含まれています。また、いわゆる所有者不明土地問題のような、相続登記がされないこと等を原因として、登記簿により所有者が直ちに判明せず、あるいは判明しても連絡がつかない土地等が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じていたことから、民法・不動産登記法の改正、土地所有権の国庫への帰属の承認等に関する制度の創設が議論され、2021年4月に成立し、相続法もさらなる改正を経ました。

本研究班は、以上のような状況に鑑み、相続開始前から相続開始後、そして遺産分割、さらにそれ以降を見渡して、新制度が及ぼす金融取引への影響、その他一般の取引への影響、登記実務・訴訟実務への影響を調べ上げ、それらに対する方策や法理論的・実務的提言を策定することを目的としてスタートしました。そのため、家族法・財産法の垣根を超えて、民法学者はもとより、元裁判官、元司法書士（ともに現弁護士）をも研究員に含め、理論的・実務的に様々な角度から、また、比較法的な見地からも、また、執行法的な側面にも光を当て、多元的に調査・研究を進め、議論を重ねてきました。

各研究員は、研究会において自身の問題意識を披瀝し、討議の中でそれらを研ぎ澄ましていくことにより、本叢書における論題を決定していきました。それらはいずれも、2018年の相続法改正に端を発し、さらに新たな相続法改正問題と取引社会に関わります。相続開始前から相続開始後、そして遺産分割さらにそれ以降の種々のフェーズにおける共同相続人間の関係、共同相続人と金融機関その他第三者との権利関係、信託、遺言執行、不動産取引実務、さらには新たな配偶者の権利の不動産執行手続における処遇に関わる問題まで、すでに、あるいは今後、我々の社会で生起する相続にかかわる問題に取り組んだものといえます。そういった意味で、当研究班の目標の第一段階はまず達せられたと考えています。現在、研究班は第2期に入っており、協力・連帯してさらなる研究の発展に向けた努力を続けているところです。

最後になってしまいましたが、外部講師の方々（小宮山秀史公証人、七戸克彦教授、武川幸嗣教授、吉永一行教授）には、貴重なご教示を賜りました。ここに改めて深謝申し上げます。また、初年度末に予定されていたフランス・ドイツ出張は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止を余儀なくされましたが、インタビューのため事前に送付していた質問に快くご回答くださった Tobias HELMS 教授、さらにご仲介・翻訳の労にあたって下さった葛原力三教授にも心からお礼を申し上げます。加えて、コロナ禍において、研究会開催や予算執行につき支障が多く生じ、通常とは異なった対応が求められる場面に常にご助力下さった法学研究所のスタッフの方々に、この場を借りて感謝の意を表します。

2022年2月

「相続と取引をめぐる変容」研究班主幹 松尾 知子